

# ゲーム機や携帯電話・スマートフォンなどを安全に使うための約束づくり

下野市教育研究所情報教育研究部会では、「ゲーム機や携帯電話・スマートフォンなどを使うときの約束」というリーフレットを児童生徒向けに作成し、児童生徒に配布いたしました。

現代の生活では子どもたちがゲーム機や携帯電話・スマートフォンなどの情報通信機器を手にする機会が増えております。そこで、もう一度ご家庭で情報通信機器の使い方や約束等について話題にさせていただきたいと考え、保護者様向けのリーフレットを作成いたしました。裏面には、インターネット上に詳細な関係資料を提供している団体のサイトを紹介しています。QRコードを読み取っていただくと簡単に閲覧が可能です。

情報モラルに関する指導は学校においても繰り返し行ってきておりますが、ネットトラブル等からお子様を守るためにご家庭におきましてもこのリーフレットを活用していただき、「約束づくり」の参考にいただければ幸いです。

午前0時ごろまでメールやSNSのやりとりをしている児童生徒は8人に1人の割合(12%)\*<sup>1</sup>です!

\*<sup>1</sup>平成27年度に行われた下野市子ども未来プロジェクトと下野市青少年育成市民会議が合同で行ったアンケート結果に基づく数値です。



一度インターネット上に掲載した情報は完全には元に戻せません!

インターネット上に掲載された情報は完全に消すのは非常に困難で、体に刻むタトゥーになぞらえて「デジタル・タトゥー」と呼ばれています。



メールやSNSを利用している児童生徒は半数以上\*<sup>1</sup>です。

インターネット上でも「当たり前前」の事を、  
「当たり前前」!



・お子様が使用しているスマートフォンなどの情報通信機器はあくまでも保護者の方がお子様に使わせているものです。きちんと約束を決めて使わせてください。

<例えば>

○1日に使う時間をきちんと決めて使わせる。

○夜間はお子様のお互いの学習時間や睡眠時間を確保するために、**子ども同士のやりとりは9時までに制限する。**などです。



夜間、友達との使用は9時まで

・名前や住所・電話番号などの個人情報、安易にネットに書き込んだりすると、自分の知らないところで広がって、自分や家族、友人がいつの間にか**危険**なことに巻き込まれたりする可能性があります。

・普段の生活で、友達の悪口を言ったり、**いじめたり**しないことと同じで、携帯電話のメールやSNSなどへも、悪口やうわさなどを書き込まないことを確認することが大切です。書き込んだ本人がそのつもりはなくても知らないうちにいじめにつながってしまった例があります。

◎平成 27 年度の下野市子ども未来プロジェクトと下野市青少年育成市民会議が合同で行ったアンケート結果（以下アンケート結果と呼ぶ）から、下野市内の児童生徒（小学5、6年生と中学生1年～3年生が対象）の **93%**が、自分自身または家庭用の情報通信機器を使ってインターネットに接続可能な状況にあるということがわかりました。下野市においても児童生徒をネットトラブルから守ることは重要な課題であると言えます。そのために保護者の方ができることが以下のサイトに掲載されています。

⇒<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/keihatsu/260228/index.html>

（A：「お子様が安心してインターネットを利用するために保護者ができること」リーフレット）

### ・お子様にインターネットを利用させる際の保護者の責務が法律で定められています。

平成 27 年度のとちぎっ子学習状況調査の質問紙で「見てはいけないサイトにつながらないようにしていますか」では、下野市の児童生徒は、平均で **42%**しか対策がされていないと回答していました。これによれば半数以上の児童生徒がネット上で無防備な状態になっており、大変危険です。青少年インターネット環境整備法第6条において、「保護者は、青少年のインターネットの利用状況を適切に把握するとともに、利用を適切に管理し、適切に活用する能力の習得の促進に努める」こととされています。今すぐに対策をしてください。詳しくは下のサイトで確認できます。

⇒[http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/seibi\\_law/](http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/seibi_law/)（B：内閣府 青少年育成のサイト）

### ① お子様がどんな使い方をしているのかご存知ですか？

お子様がインターネットを使うための機器はパソコンや携帯電話、スマートフォンだけではありません。タブレット、家庭用ゲーム機、携帯型ゲーム機や携帯型音楽プレーヤでもインターネットは使えます。また、家にインターネットに接続する仕組は無くても、コンビニや店舗などの公衆無線 LAN は無料で誰でも利用できます。そこからインターネットに接続することができます。

### ② お子様を守る、フィルタリングやペアレンタルコントロールを設定していますか？

フィルタリングは携帯電話会社で契約する際に、使用者が現在 18 歳未満であれば申し出てきちんと設定することが義務化されています。必ず設定してください。もしも設定されていない場合は携帯電話会社の窓口で申込みできます。ペアレンタルコントロールはそれぞれの機器で、ご家庭で設定することが可能です。細かく設定できますので、お子様の年齢や使用状況によって制限を強めたり、緩めたりすることができます。下のサイトに機器ごとの詳しい設定方法が掲載されています。保護者がコントロールしない使用は、お子様を危険にさらすこととなります。

⇒<http://www.halab.jp/parcon/download.html>（C：ネット安心手順書のサイト）

### ③ お子様と情報通信機器を使う時間や、メール・SNS のやり取りをやめる時刻の約束をしていますか？

アンケート結果からは、本市の児童生徒がメールや SNS を利用している時間もわかりました。メールや SNS を利用する時間が1時間を超えている児童生徒は、平日が **36%**、休日は **51%**に上るという状況です。さらに休日に3時間を超えて利用している児童生徒は **20%**おり、10 時間を超えると回答した児童生徒も少なからず存在しています。毎日の生活の中で1時間以上もメールや SNS を利用し、その他にも情報通信機器を使用しているとすれば、かなり多くの時間を費やしていることとなります。メールや SNS のやり取りの終了時刻が午前0時または午前0時を過ぎる児童生徒が合わせて **12%**いることもわかりました。この使い方では学校の宿題や自分のための学習に使える時間が少なくなるばかりか、メールや SNS をやり取りしている友人も同じように時間が奪われることとなります。また、ネットにつながっていないと不安に襲われたりする「ネット依存」になりかねません。お子様との楽しいコミュニケーションの時間も無くなってしまいます。お子様が慢性的な睡眠不足となり、生活習慣が乱れ、健康被害に遭うことも考えられます。

### ・お子様にインターネットの利便性以外に、個人情報の流出や架空請求・ネット上の課金トラブルなどの危険性がたくさん潜んでいます。

インターネットは便利なもので、現代の生活にはなくてはならないものとなっています。しかし、その便利な面の裏側についても、保護者の方からしっかりと伝え、安易に名前や写真などを掲載したり、アダルトサイトへの誘いに乗ってしまったり、出会い系サイトで見知らぬ人と知り合ってメールなどのやり取りをしたりすることは大きな危険性があるということを、ご家庭でも確認してください。

⇒[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/d\\_faq/](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_faq/)（D：総務省 電気通信サービス Q&A のサイト）

### ・メールや SNS などを使っての悪口の書き込みやいじめは、現実の社会と同じで、絶対にやってはいけないことです。

アンケートでは、メール・SNS を利用している児童生徒は全体の **56%**であることもわかりました。半数以上の児童生徒がメールや SNS をとおして、現実の社会に加え、インターネット内の社会でもやり取りをしていることとなります。ネットの社会にも現実と同じルールがあることを話してください。